

(2) 重大事態の発生報告など法等に基づく措置の徹底

| 勸 告 | 説明図表番号 |
|---|---|
| <p>【制度の概要等】</p> <p>(重大事態の発生報告)</p> <p>地方公共団体が設置する学校は、重大事態が発生した場合、教委を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならないとされている（法第30条第1項）。</p> <p>国の基本方針では、学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告することとされ、不登校調査指針では、不登校重大事態の場合は7日以内に報告することが望ましいとされている。</p> <p>また、不登校調査指針では、教委は、教育委員に対し、公立学校で発生した不登校重大事態を迅速に報告するとともに、対処方針を決定する際は教育委員会会議を招集することとされている（注）。</p> <p>なお、重大事態調査ガイドラインでは、学校が、学校の設置者や地方公共団体の長等に速やかに報告することにより、職員の派遣等の支援が可能となるとされ、また、発生報告が行われなかったことにより、法に違反するばかりでなく、支援が迅速に行われず、事態の更なる悪化につながる可能性があるとしてされている。</p> <p>（注） 文部科学省は、生命心身財産重大事態についても同様の対応をとるべきと考えているが、国の基本方針等には示していないとしている。</p> <p>(調査報告書の取りまとめ)</p> <p>法及び国の基本方針には、重大事態の調査結果について調査報告書を作成することの規定はないものの、自殺調査指針では、報告書の取りまとめが、不登校調査指針では、調査結果を書面として取りまとめることが規定されている。</p> <p>(重大事態の調査結果の報告)</p> <p>国の基本方針では、公立学校の重大事態の調査結果は当該地方公共団体の長に報告することとされている。</p> <p>また、重大事態調査ガイドラインでは、公立学校の設置者及び学校は、調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長に対して報告・説明する際、教育委員会会議において議題として取り扱うこととされている。</p> <p>(いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報提供)</p> <p>学校の設置者又は学校は、重大事態の調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとするとしてされている（法第28条第2項）。</p> <p>また、国の基本方針では、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が当該情報提供を踏まえて希望する場合は、学校の設置者又は学校は、いじめ</p> | <p>図表3-(2)-①</p> <p>図表3-(2)-②、 ③</p> <p>図表3-(2)-④</p> <p>図表3-(2)-③ (再掲)、⑤</p> <p>図表3-(2)-② (再掲)</p> <p>図表3-(2)-④ (再掲)</p> <p>図表3-(2)-① (再掲)</p> <p>図表3-(2)-② (再掲)</p> |

を受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、重大事態の調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付することとされている。

(重大事態の発生報告など法等に基づく措置の位置付け)

上記のとおり、法において義務付けられており、確実に講じなければならない措置は、①学校から教委への重大事態の発生報告、②教委から地方公共団体の長への重大事態の発生報告、③教委から地方公共団体の長への重大事態の調査結果の報告、④教委又は学校からいじめを受けた児童生徒及びその保護者への重大事態の調査結果の情報提供となっている。

また、文部科学省は、①教委から教育委員会会議への重大事態の発生報告、②重大事態の調査報告書の作成、③教委から教育委員会会議への重大事態の調査結果の報告等については、法において義務付けられていないが、国の基本方針等に基づき適切な対応をとることが望ましいとしている。

【調査結果】

今回、設置校で重大事態が発生している40教委のうち、重大事態の発生報告など法等に基づく措置状況の回答があった37教委の139事案(注)について、①調査報告書の作成状況、②重大事態の発生報告の実施状況、③重大事態の調査結果の報告状況、④文部科学省における法等に基づく措置の把握状況を調査したところ、以下のとおり、教委等において法等に基づく措置が一部行われていない状況及び文部科学省において法等に基づく措置を定期的に把握していない状況がみられた。

(注) 139事案のうち生命心身財産重大事態が35事案、不登校重大事態が109事案、どちらに該当するか回答不可のものが2事案となっていた。

なお、1件の重大事態が、生命心身財産重大事態及び不登校重大事態の両方に該当する場合は、それぞれに計上している。以下同じ。

ア 調査報告書の作成状況

37教委の139事案について、調査報告書の作成状況をみると、作成していないものが4教委(10.8%)で25事案(18.0%)。全て不登校重大事態)みられた。当該4教委の25事案における作成していない主な理由は、次のとおりであった。

- ① 被害児童生徒の保護者から重大事態の調査を望まない意向が示されたため2教委(50.0%)で3事案(12.0%)
- ② いじめの問題が解消したため2教委(50.0%)で3事案(12.0%)
- ③ 法令には調査報告書を作成しなければならないとの規定はないため1教委(25.0%)で20事案(80.0%)
- ④ 被害児童生徒等の卒業でいじめの事実確認ができなかったため1教委(25.0%)で1事案(4.0%)

なお、当該4教委の25事案のうち、2教委の21事案については、文部科

図表3-(2)-⑥

図表3-(2)-⑦

図表3-(2)-⑧

図表3-(2)-⑨

図表3-(2)-⑩

学省から、平成27年8月の通知により、26年度に発生した不登校を不登校重大事態に当たるかどうか見直すよう求められたことを受け、見直した結果、発年度の26年度に遡及して不登校重大事態に認定したものであった。同通知では、この場合においても、速やかに重大事態の調査を実施することとされている。

イ 重大事態の発生報告の実施状況

37教委の139事案について、重大事態発生把握時における①学校から教委への報告状況、②教委から教育委員会会議への報告状況、③教委から地方公共団体の長への報告状況を調査したところ、次のとおり、法等に基づく措置が徹底されていない状況がみられた。

(7) 学校から教委への報告状況

重大事態発生把握時における学校から教委への報告状況をみると、学校からの報告を受けていないものが3教委(8.1%)で16事案(11.5%)。うち、生命心身財産重大事態1事案、不登校重大事態15事案)みられた。当該3教委の16事案における報告を受けていない主な理由は、次のとおりであった。

- ① 学校における法の理解が不十分であり、事案発生時は重大事態と判断していなかったため2教委(66.7%)で15事案(93.8%)
- ② 保護者から教委への連絡により重大事態として対応したため1教委(33.3%)で1事案(6.3%)

(4) 教委から教育委員会会議への報告状況

重大事態発生把握時における教委から教育委員会会議への報告状況をみると、報告していないものが2教委(5.4%)で32事案(23.0%)。全て不登校重大事態)みられた。当該2教委の32事案における報告していない主な理由は、次のとおりであった。

- ① 市では、教育委員会会議への報告を義務付けておらず、また、報告が必要な事案については速やかな報告を行う考えであるが、そのような事案ではなかったため1教委(50.0%)で30事案(93.8%)
- ② 被害児童及び保護者が学校及び教委の対応に納得し、第三者による重大事態の調査を希望していないため1教委(50.0%)で2事案(6.3%)

また、教委から教育委員会会議に報告しているものが35教委(94.6%)で101事案(72.7%)みられ、そのうち7教委の48事案は、当該重大事態の調査結果の報告と同日に重大事態が発生した旨の報告をしており、重大事態発生把握時の速やかな報告とはいえない状況がみられた。

図表3-(2)-⑪

図表3-(2)-⑫

図表3-(2)-⑬

図表3-(2)-⑭

図表3-(2)-⑮
(再掲)

| | |
|---|---|
| <p>(ウ) 教委から地方公共団体の長への報告状況</p> <p>重大事態発生把握時における教委から地方公共団体の長への報告状況をみると、報告していないものが2教委（5.4%）で3事案（2.2%。うち生命心身財産重大事態1事案、不登校重大事態2事案）みられた。当該2教委の3事案における報告していない主な理由は、次のとおりであった。</p> <p>① 被害児童及び保護者が学校及び教委の対応に納得し、第三者による重大事態の調査を希望していないため1教委（50.0%）で2事案（66.7%）</p> <p>② 現在、調査中であり、調査報告書がまとまった時点で地方公共団体の長へ報告することが望ましいと判断したため1教委（50.0%）で1事案（33.3%）</p> <p>また、教委から地方公共団体の長に報告しているものが35教委（94.6%）で130事案（93.5%）みられ、そのうち9教委の85事案は、当該重大事態の調査結果の報告と同日に重大事態が発生した旨の報告をしており、重大事態発生把握時の速やかな報告とはいえない状況がみられた。</p> | <p>図表3-(2)-⑮</p> <p>図表3-(2)-⑯</p> <p>図表3-(2)-⑮ (再掲)</p> |
| <p>ウ 重大事態の調査結果の報告状況</p> <p>37教委の139事案について、重大事態の調査結果の①教委から教育委員会会議への報告状況、②教委から地方公共団体の長への報告状況、③教委又は学校からいじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供状況を調査したところ、次のとおり、法等に基づく措置が徹底されていない状況がみられた。</p> <p>(7) 教委から教育委員会会議への報告状況</p> <p>教委から教育委員会会議への重大事態の調査結果の報告状況をみると、報告していないものが2教委（5.4%）で31事案（22.3%。うち生命心身財産重大事態1事案、不登校重大事態30事案）みられた。当該2教委の31事案における報告をしていない主な理由は、次のとおりであった。</p> <p>① 市では、教育委員会会議への報告を義務付けておらず、また、報告が必要な事案については、速やかな報告を行う考えであるが、そのような事案ではなかったため1教委（50.0%）で30事案（96.8%）</p> <p>② 法の理解が不十分であったため1教委（50.0%）で1事案（3.2%）</p> <p>(イ) 教委から地方公共団体の長への報告状況</p> <p>教委から地方公共団体の長への重大事態の調査結果の報告状況をみると、報告をしていないものが1教委（2.7%）で1事案（0.7%。不登校重大事態1事案）みられた。当該1教委の1事案において、報告をしていない主な理由は、重大事態の調査結果の説明を被害児童の保護者に行</p> | <p>図表3-(2)-⑰</p> <p>図表3-(2)-⑱</p> <p>図表3-(2)-⑲</p> <p>図表3-(2)-⑳</p> |

| | |
|--|-----------------------------------|
| <p>った際、調査報告書に添付することができる」とされている当該保護者の所見をまとめた文書の添付を保護者が希望したが、当該文書が保護者から提出されないためであった。</p> <p>文部科学省は、このような状況において、国の基本方針では被害児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の添付はできることとされているが、当該文書の添付がなければ地方公共団体の長に報告できないものではないとしている。また、①期限を区切って当該文書の提出を求め、提出がなければ地方公共団体の長に報告する、②地方公共団体の長への報告後に当該文書を添付し再度報告するなどの方法も可能であるとしている。</p> | |
| <p>(ウ) 教委又は学校からいじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供状況</p> <p>教委又は学校からいじめを受けた児童生徒及びその保護者への重大事態の調査結果の情報提供状況をみると、情報提供していないものが6教委（16.2%）で19事案（13.7%。うち生命心身財産重大事態4事案、不登校重大事態15事案）みられた。当該6教委の19事案における情報提供していない主な理由は、次のとおりであった。</p> <p>① 法の理解が不十分であり、事案発生時は重大事態と判断していなかったため2教委（33.3%）で15事案（78.9%）</p> <p>② 被害生徒の保護者が調査報告書の受取を拒否しているため2教委（33.3%）で2事案（10.5%）</p> <p>③ 被害生徒と加害生徒間では問題が解決しているため2教委（33.3%）で2事案（10.5%）</p> | <p>図表3-(2)-㉑</p> <p>図表3-(2)-㉒</p> |
| <p>エ 文部科学省における法等に基づく措置の把握状況</p> <p>文部科学省は、平成27年度のいじめ防止対策協議会の検討に資するため、26年度に発生した生命心身財産重大事態について、教委等からの地方公共団体の長等への報告、調査の実施等、法等に基づく措置状況を調査している（注1）。</p> <p>当該調査の結果は、次のとおりであった。</p> <p>① 重大事態発生把握時の地方公共団体の長等への報告は、93件（注2）中77件（82.8%）で実施</p> <p>② 重大事態発生把握時の教育委員会会議への報告は、80件（注3）中55件（68.8%）で実施</p> <p>③ 地方公共団体の長等への重大事態の調査結果の報告は、83件（注4）中69件（83.1%）で実施</p> <p>④ 被害者への重大事態の調査結果の情報提供は、83件（注4）中77件（92.8%）で実施</p> <p>（注1） 「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」に関する実態把握調査（暫定値）」（平成27年12月2日）</p> | <p>図表3-(2)-㉓</p> |

- (注2) 平成26年度に発生した生命心身財産重大事態の件数である。
(注3) 平成26年度に発生した生命心身財産重大事態の件数のうち、公立学校において発生した件数である。
(注4) 平成26年度に発生した生命心身財産重大事態の件数のうち、調査済の件数である。

しかし、文部科学省は、平成26年度に発生した不登校重大事態に係る法等に基づく措置状況は把握しておらず、また、当該調査以降、法等に基づく措置状況は把握していない。文部科学省は、把握していない理由について、法等に規定されている事項であり、適切に実施されているものと考えているためとしている。

上記のとおり、教委及び学校は、重大事態が発生したときは地方公共団体の長に発生した旨の報告が義務付けられており、当該報告により地方公共団体等からの職員の派遣等の支援が可能となる。また、重大事態の調査を行い、重大事態の調査結果については、調査報告書を作成した上で、地方公共団体の長に報告することにより、長による重大事態の再調査の必要性の判断がより適切に行うことができることとなる。これら法に基づく措置を確実に講ずること、国の基本方針等に基づき適切な対応をとることが重大事態への的確な対応の基本である。

しかし、教委及び学校において、重大事態が発生しているにもかかわらず、法に基づく措置が確実に講じられていない実態や国の基本方針等に基づき適切に対応されていない実態がみられ、児童生徒に深刻な被害を与えたり、保護者等に大きな不信を与えたりするなどの事態の更なる悪化につながるおそれがある。

【所見】

したがって、文部科学省は、いじめの重大事態への的確な対応を図る観点から、教委及び学校に対し、重大事態の発生報告など法に基づく措置を確実に講ずるとともに、国の基本方針等に基づき適切な対応をとることについて周知徹底する必要がある。

図表 3-(2)-① いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）〈抜粋〉

| |
|---|
| <p>(学校の設置者又はその設置する学校による対処)</p> <p>第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。</p> <p>一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。</p> <p>二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。</p> <p>2 <u>学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(公立の学校に係る対処)</p> <p>第30条 <u>地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。</u></p> <p>2 前項の規定による報告を受けた<u>地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。</u></p> <p>3～5 (略)</p> <p>(文部科学大臣又は都道府県の教育委員会の指導、助言及び援助)</p> <p>第33条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十五条の四第一項の規定によるほか、<u>文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県の教育委員会は市町村に対し、重大事態への対処に関する都道府県又は市町村の事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。</u></p> |
|---|

(注) 下線は、当省が付した。

図表 3-(2)-② いじめの防止等のための基本的な方針（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定（最終改定 平成 29 年 3 月 14 日））〈抜粋〉

| |
|--|
| <p>第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 重大事態への対処</p> <p>(1) 学校の設置者又は学校による調査</p> <p>いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）」により適切に対応する。</p> <p>i) 重大事態の発生と調査</p> <p>(略)</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ 調査の趣旨及び調査主体について</p> <p>法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。</p> <p><u>学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。</u></p> |
|--|

(略)

④～⑥ (略)

ii) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(略)

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うこととされており、学校の設置者の適切な対応が求められる。

② 調査結果の報告

調査結果については、国立学校に係る調査結果は文部科学大臣に、公立学校に係る調査結果は当該地方公共団体の長に、私立学校に係る調査結果は、当該学校を所轄する都道府県知事に、学校設置会社が設置する学校に係る調査結果は当該学校設置会社の代表取締役等を通じて認定地方公共団体の長に、それぞれ報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて地方公共団体の長等に送付する。

(2) 調査結果の報告を受けた文部科学大臣、地方公共団体の長又は都道府県知事による再調査及び措置 (略)

(注) 下線は、当省が付した。

図表 3-(2)-③ 不登校重大事態に係る調査の指針（平成 28 年 3 月文部科学省初等中等教育局）〈抜粋〉

第3 不登校重大事態発生時の措置

1 発生の報告

(1)・(2) (略)

(3) 報告時期等

報告は、重大事態が発生したと判断した後「直ちに」（基本方針）行うものとされている。不登校重大事態の場合は7日以内に行うことが望ましい。

(4) 教育委員への迅速な報告等

公立学校において発生した不登校重大事態については、各地方公共団体における教育行政の責に任ずる教育委員会として把握しておくべき事柄であることから、各教育委員に説明すべきである。そのため、公立学校から不登校重大事態の発生報告を受けた教育委員会は、教育委員への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は教育委員会会議を招集する。

また、首長の判断により総合教育会議が招集された場合は、当該不登校重大事態への対処につき首長部局との間で協議し、調整を図る。

なお、不登校重大事態に係る事実関係には、児童生徒の個人情報が多く含まれることから、教

育委員会会議や総合教育会議において不登校重大事態を取り扱う場合には、会議を一部非公開としたり、会議資料から個人情報を除いたりするなどの配慮が必要である。

2 調査の実施

(1)～(3) (略)

(4) 調査結果の取りまとめ

調査を終えた時点で、調査を通じて得られた関係児童生徒からの聴取内容や指導記録に記載の情報等を整理し、さらに、いかなる事実を認定できるかを検討し、それらを書面として取りまとめる。なお、書面の記載については「報告事項の例」を参照されたい。

(留意事項) (略)

3・4 (略)

5 結果についての地方公共団体の長等への報告

調査結果を書面に取りまとめた後、当該書面をもって法定の報告先へ報告する。報告を受けた地方公共団体の長等は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、いじめ法第28条1項の規定による調査の結果について調査(いわゆる再調査)を行うことができるとされているので、再調査が行われる場合は、学校及び設置者は、調査を通じて得られた資料の再調査組織への提供その他の協力をする。

(留意事項)

- ・ 公立学校における重大事態に係る調査結果については、各地方公共団体における教育行政の責に任ずる教育委員会として把握しておくべき事柄であることから、教育委員会会議において、事務局から各教育委員に直接説明すべきである。
- ・ ただし児童生徒の個人情報が多く含まれることから、会議を一部非公開としたり、会議資料から個人情報を除いたりするなどの配慮が必要である。

(注) 下線は、当省が付した。

図表 3-(2)-④ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン(平成29年3月文部科学省) <抜粋>

第3 重大事態の発生報告

(発生報告の趣旨)

- 学校は、重大事態が発生した場合(いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。以下同じ。)、速やかに学校の設置者を通じて、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告する義務が法律上定められている(法第29条から第32条まで)。この対応が行われない場合、法に違反するばかりでなく、地方公共団体等における学校の設置者及び学校に対する指導・助言、支援等の対応に遅れを生じさせることとなる。
- 学校が、学校の設置者や地方公共団体の長等に対して重大事態発生報告を速やかに行うことにより、学校の設置者等により、指導主事、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーをはじめとする職員の派遣等の支援が可能となる。重大事態の発生報告が行われないことは、そうした学校の設置者等による支援が迅速に行われず、事態の更なる悪化につながる可能性があることを、学校の設置者及び学校は認識しなければならない。
- 重大事態の発生報告を受けた学校の設置者は、職員を学校に派遣するなどして、適切な報道対応等が行われるよう、校長と十分協議を行いながら学校を支援すること。
(支援体制の整備のための相談・連携) (略)

第4 調査組織の設置

(調査組織の構成) (略)

(調査組織の種類) (略)

(第三者調査委員会を設けた調査を実施しない場合)

- いじめの重大事態であると判断する前の段階で、学校いじめ対策組織が法第23条第2項に基づき、いじめの事実関係について調査を実施している場合がある。この場合、同項に基づく調査に係る調査資料の再分析を第三者(弁護士等)に依頼したり、必要に応じて新たな調査を行うことで重大事態の調査とする場合もある。また、学校いじめ対策組織の法第23条第2項に基づく調査により、事実

関係の全貌が十分に明らかにされており、関係者（被害児童生徒、加害児童生徒、それぞれの保護者）が納得しているときは、改めて事実関係の確認のための第三者調査委員会を立ち上げた調査を行わない場合がある。ただし、学校の設置者及び学校の対応の検証や、再発防止策の策定については、新たに第三者調査委員会等を立ち上げるかを適切に判断する必要がある。

第5・第6 （略）

第7 調査結果の説明・公表

（調査結果の報告）

- 重大事態の調査結果を示された学校の設置者及び学校は、調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長等に対して報告・説明すること（法第29条から第32条まで）。その際、公立学校の場合は、教育委員会会議において議題として取り扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること。また、私立学校の場合についても、総合教育会議において議題として取り扱うことを検討すること。

（地方公共団体の長等に対する所見の提出） （略）

（被害児童生徒・保護者に対する情報提供及び説明） （略）

（調査結果の公表、公表の方法等の確認） （略）

（加害児童生徒、他の児童生徒等に対する調査結果の情報提供） （略）

（注） 下線は、当省が付した。

図表 3-(2)-⑤ 子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）（平成 26 年 7 月 1 日児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）〈抜粋〉

4 詳細調査の実施

(1)～(7) （略）

(8) 報告書のとりまとめと遺族等への説明

① 報告書の内容

○報告書の内容（目次）の一例を示すが、個々の事案の特性に合わせて組み立てることが必要である

- ・はじめに
- ・要約
- ・調査組織と調査の経過
- ・分析評価 調査により明らかになった事実
自殺に至る過程
再発防止・自殺予防の課題
○○○（特定のテーマ）

- ・まとめ
- ・おわりに

○分からないことについては、その旨を率直に記載すべきである

○報告書を公表する段階においては、遺族や子供など関係者へ配慮して公表内容を決める

○報告書に何をどこまで記載するのかと、誰に何を（報告書か概要版か）どのような方法で公表するのかとは密接に関係するため、調査主体と協議して調査組織にて判断する

○学校の安全配慮義務に違反や瑕疵（かし）が認められるような場合は、率直に記載すべきである

②・③ （略）

(9) 調査結果の報告と今後の自殺予防・再発防止のための報告書の活用 （略）

（注） 下線は、当省が付した。

図表 3-(2)-⑥ 重大事態の発生報告など法等に基づく措置に係る規定内容（公立学校の場合）

| 措置内容 | | 措置の位置付け | 規定内容 |
|-----------------|---------------------------------|--|---|
| 重大事態の発生報告 | 学校から教委への報告 | 確実に講じなければならない | 地方公共団体が設置する学校は、第 28 条第 1 項各号に掲げる場合には、 <u>当該地方公共団体の教育委員会を通じて</u> 、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。（法第 30 条第 1 項） |
| | | 適切な対応をとることが望ましい | 学校は、重大事態が発生した場合には、 <u>直ちに</u> 学校の設置者に報告し、学校の設置者は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。（国の基本方針） |
| | 教委から教育委員会会議への報告 | 適切な対応をとることが望ましい | 公立学校から不登校重大事態の発生報告を受けた教育委員会は、 <u>教育委員への報告を迅速に行うとともに、対処方針を決定する際は教育委員会会議を招集する。</u> （不登校調査指針） ※ 文部科学省は、生命心身財産重大事態についても同様の対応をとるべきと考えている。 |
| | 教委から地方公共団体の長への報告 | 確実に講じなければならない | 地方公共団体が設置する学校は、第 28 条第 1 項各号に掲げる場合には、 <u>当該地方公共団体の教育委員会を通じて</u> 、重大事態が発生した旨を、 <u>当該地方公共団体の長に報告しなければならない。</u> （法第 30 条第 1 項） |
| 適切な対応をとることが望ましい | | 学校が、学校の設置者や地方公共団体の長等に対して重大事態発生を報告を <u>速やか</u> に行うことにより、学校の設置者等により、指導主事、SC、SSWをはじめとする職員の派遣等の支援が可能となる。（重大事態調査ガイドライン） | |
| 調査報告書の作成 | | 適切な対応をとることが望ましい | <ul style="list-style-type: none"> 報告書のとりまとめ（自殺調査指針） 調査を終えた時点で、調査を通じて得られた関係児童生徒からの聴取内容や指導記録に記載の情報等を整理し、さらに、いかなる事実を認定できるかを検討し、それらを<u>書面として取りまとめる。</u>（不登校調査指針） |
| 重大事態の調査結果の報告 | 教委から教育委員会会議への報告 | 適切な対応をとることが望ましい | 重大事態の調査結果を示された学校の設置者及び学校は、調査結果及びその後の対応方針について、地方公共団体の長等に対して報告・説明すること（法第 29 条から第 32 条まで）。その際、 <u>公立学校の場合は、教育委員会会議において議題として取り扱い、総合教育会議において議題として取り扱うことも検討すること。</u> （重大事態調査ガイドライン） |
| | 教委から地方公共団体の長への報告 | 確実に講じなければならない | 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、 <u>第 28 条第 1 項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。</u> （法第 30 条第 2 項） |
| | 教委又は学校からいじめを受けた児童等及びその保護者への情報提供 | 確実に講じなければならない | 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、 <u>当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。</u> （法第 28 条第 2 項） |

(注) 文部科学省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 3-(2)-⑦ 設置校で重大事態が発生している 40 教委における重大事態の発生報告など法等に基づく措置状況に係る回答状況

(単位：教委、事案)

| 回答状況 | 県教委 | | 市教委 | | 合計 | |
|-----------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 教委数 | 事案数 | 教委数 | 事案数 | 教委数 | 事案数 |
| 回答有 | 10 | 21 | 27 | 118 | 37 | 139 |
| うち、生命心身財産重大事態 | 8 | 13 | 15 | 22 | 23 | 35 |
| うち、不登校重大事態 | 5 | 8 | 18 | 101 | 23 | 109 |
| 上記どちらに該当するか回答不可 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 |
| 回答不可 | 2 | | 1 | | 3 | |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 1 件の重大事態が、生命心身財産重大事態及び不登校重大事態の両方に該当する場合は、それぞれに計上している。

図表 3-(2)-⑧ 法等に基づく措置状況について回答があった 37 教委の 139 事案における調査報告書の作成状況

(単位：教委、事案、%)

| 作成状況 | 県教委 | | 市教委 | | 合計 | |
|---------------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| | 教委数 | 事案数 | 教委数 | 事案数 | 教委数 | 事案数 |
| 作成している | 10 (100) | 17 (81.0) | 25 (92.6) | 88 (74.6) | 35 (94.6) | 105 (75.5) |
| 作成していない | 1 (10.0) | 1 (4.8) | 3 (11.1) | 24 (20.3) | 4 (10.8) | 25 (18.0) |
| うち、生命心身財産重大事態 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) |
| うち、不登校重大事態 | 1 (10.0) | 1 (4.8) | 3 (11.1) | 24 (20.3) | 4 (10.8) | 25 (18.0) |
| 調査中等 | 2 (20.0) | 3 (14.3) | 5 (18.5) | 6 (5.1) | 7 (18.9) | 9 (6.5) |
| (参考) 回答があった教委数又は事案数 | 10 | 21 | 27 | 118 | 37 | 139 |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数の「作成状況」の区分に計上している教委がある。

3 () 内は、回答があった教委数又は事案数に対する割合である。

図表 3-(2)-⑨ 調査報告書を作成していない4教委の25事案における主な理由

(単位：教委、事案、%)

| 区分 | 主な理由 | 県教委 | | 市教委 | | 合計 | |
|--|---|------------|------------|-------------|--------------|-------------|--------------|
| | | 教委数 | 事案数 | 教委数 | 事案数 | 教委数 | 事案数 |
| 被害児童生徒の保護者から重大事態の調査を望まない意向が示されたため | <ul style="list-style-type: none"> 調査報告書を作成していない事案は、被害児童の保護者も納得し、特に調査も望んでいないことから、現在のところ、第三者による重大事態の調査は不要であると考えている。 調査報告書を作成していない事案は2事案あるが、1事案については、生徒の保護者から重大事態の調査を行わないよう依頼があり、また、加害者と考えられる生徒が見当たらなかったため、調査報告書を作成していない。 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 2 (66.7) | 3 (12.5) | 2 (50.0) | 3 (12.0) |
| いじめの問題が解消したため | <ul style="list-style-type: none"> 調査報告書を作成していない事案は、既にいじめの問題が解消済みの事案であることから、現在のところ、第三者による重大事態の調査は不要であると考えている。 調査報告書を作成していない事案は2事案あるが、1事案については、間もなく通学するようになるなど状況が改善したため、調査報告書を作成していない。 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 2 (66.7) | 3 (12.5) | 2 (50.0) | 3 (12.0) |
| 法令には調査報告書を作成しなければならないとの規定はないため | 法令には調査報告書を作成しなければならないとの規定はないため。なお、いずれの事案も、文部科学省の通知を受けて事案の見直しを行った結果、重大事態と認定したものである。 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 1 (33.3) | 20 (83.3) | 1 (25.0) | 20 (80.0) |
| 被害児童生徒等の卒業でいじめの事実確認ができなかったため | 平成26年度に発生した重大事態4件は全て文部科学省の通知を受けて事案の見直しを行った結果、27年度時点で遡及して重大事態に認定したものであり、うち1件は認定した時点で被害児童生徒等が卒業し、事情聴取等ができなかったため、調査報告書を作成できなかった。 | 1 (100) | 1 (100) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 1 (25.0) | 1 (4.0) |
| (参考) 回答があった教委又は事案のうち、調査報告書を作成していない教委数又は事案数 | | 1 | 1 | 3 | 24 | 4 | 25 |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数の区分に計上している教委又は事案がある。

3 ()内は、回答があった教委数又は事案数のうち、調査報告書を作成していない教委数又は事案数に対する割合である。

図表 3-(2)-⑩ 「平成 26 年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しについて（依頼）」（平成 27 年 8 月 17 日付け 27 初児生第 26 号文部科学省初等中等教育局 児童生徒課長通知）＜抜粋＞

| |
|---|
| (略) 1 いじめの認知に関する考え方 (略) 2 見直しに当たり留意すべき点 (1)～(4) (略) (5) 平成26年度問題行動等調査「調査Ⅲ 平成26年度における小学校及び中学校における不登校の状況等」及び「調査Ⅳ 平成26年度における高等学校における長期欠席の状況等」の「不登校になったきっかけと考えられる状況」において「いじめ」に計上した事案については、特段の事情がない限り、今回の見直しにおいて、全て「いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生件数」に計上すること。(別添4参照) また、 <u>重大事態に計上したにもかかわらず、いまだ同項の規定による調査を実施していない場合は、速やかに調査を実施すること。</u> |
|---|

(注) 下線は、当省が付した。

図表 3-(2)-⑪ 法等に基づく措置状況について回答があった 37 教委の 139 事案における重大事態発生把握時の学校から教委への報告状況

(単位：教委、事案、%)

| 報告状況 | 県教委 | | 市教委 | | 合計 | |
|---------------------|-------------|--------------|--------------|---------------|--------------|---------------|
| | 教委数 | 事案数 | 教委数 | 事案数 | 教委数 | 事案数 |
| 報告を受けている | 9 (90.0) | 13 (61.9) | 25 (92.6) | 104 (88.1) | 34 (91.9) | 117 (84.2) |
| 報告を受けていない | 1 (10.0) | 4 (19.0) | 2 (7.4) | 12 (10.2) | 3 (8.1) | 16 (11.5) |
| うち、生命心身財産重大事態 | 1 (10.0) | 1 (4.8) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 1 (2.7) | 1 (0.7) |
| うち、不登校重大事態 | 1 (10.0) | 3 (14.3) | 2 (7.4) | 12 (10.2) | 3 (8.1) | 15 (10.8) |
| 回答不可等 | 1 (10.0) | 4 (19.0) | 2 (7.4) | 2 (1.7) | 3 (8.1) | 6 (4.3) |
| (参考) 回答があった教委数又は事案数 | 10 | 21 | 27 | 118 | 37 | 139 |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 1 件の重大事態が生命心身財産重大事態及び不登校重大事態の両方に該当する場合は、それぞれに計上している。

3 複数の「報告状況」の区分に計上している教委がある。

4 () 内は、回答があった教委数又は事案数に対する割合である。

図表 3-(2)-⑫ 重大事態発生把握時に学校から報告を受けていない3教委の16事案における主な理由
(単位：教委、事案、%)

| 区分 | 主な理由 | 県教委 | | 市教委 | | 合計 | |
|--|---|------------|------------|-------------|--------------|-------------|--------------|
| | | 教委数 | 事案数 | 教委数 | 事案数 | 教委数 | 事案数 |
| 学校における法の理解が不十分であり、事案発生時は重大事態として判断していなかったため | <ul style="list-style-type: none"> 学校が、重大事態として捉えていなかったため。 学校及び教委の法の理解が不十分であったためである。学校は、いじめを認知した時点では、重大事態と認識していなかったが、その後の平成26年度問題行動等調査の報告において、重大事態として報告してきた。この取扱いについて、教委と学校が協議した結果、①教委に本件を重大事態として取り扱うべきであるとの認識が乏しかったこと、②今になって、過去の事案を遡って調査し、知事等に報告することは難しいと考えたこと、③当該いじめ事案は、加害者が退学し、被害者の精神状態も改善し、解消していること等から、重大事態として取り扱わなかった。その後、文部科学省から「平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しについて（依頼）」（平成27年8月17日付け27初児生第26号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長）が発出され、改めて検討した結果、重大事態に該当すると判断し、重大事態として取り扱った。 学校の法の理解が不十分であったためである。「平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」の一部見直しについて（依頼）」（平成27年8月17日付け27初児生第26号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長）により、見直した結果、教委の指示により、平成27年度時点で遡って重大事態に認定したため。 | 1 (100) | 4 (100) | 1 (50.0) | 11 (91.7) | 2 (66.7) | 15 (93.8) |
| 保護者から教委への連絡により重大事態として対応したため | 保護者から教委に対して連絡があり重大事態として対応したため。 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 1 (50.0) | 1 (8.3) | 1 (33.3) | 1 (6.3) |
| 合計 | | 1 (100) | 4 (100) | 2 (100) | 12 (100) | 3 (100) | 16 (100) |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、構成比である。なお、構成比は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

図表 3-(2)-⑬ 法等に基づく措置状況について回答があった 37 教委の 139 事案における重大事態発生把握時の教委から教育委員会会議への報告状況

(単位：教委、事案、%)

| 報告状況 | 県教委 | | 市教委 | | 合計 | |
|---------------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|---------------|
| | 教委数 | 事案数 | 教委数 | 事案数 | 教委数 | 事案数 |
| 報告をしている | 9 (90.0) | 17 (81.0) | 26 (96.3) | 84 (71.2) | 35 (94.6) | 101 (72.7) |
| うち、調査結果と同日に報告 | 2 (20.0) | 5 (23.8) | 5 (18.5) | 43 (36.4) | 7 (18.9) | 48 (34.5) |
| 報告をしていない | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 2 (7.4) | 32 (27.1) | 2 (5.4) | 32 (23.0) |
| うち、生命心身財産重大事態 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) |
| うち、不登校重大事態 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 2 (7.4) | 32 (27.1) | 2 (5.4) | 32 (23.0) |
| 回答不可等 | 1 (10.0) | 4 (19.0) | 2 (7.4) | 2 (1.7) | 3 (8.1) | 6 (4.3) |
| (参考) 回答があった教委数又は事案数 | 10 | 21 | 27 | 118 | 37 | 139 |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 1 件の重大事態が生命心身財産重大事態及び不登校重大事態の両方に該当する場合は、それぞれに計上している。

3 複数の「報告状況」の区分に計上している教委がある。

4 () 内は、回答があった教委数又は事案数に対する割合である。

図表 3-(2)-⑭ 重大事態発生把握時に教委から教育委員会会議に報告していない 2 教委の 32 事案における主な理由

(単位：教委、事案、%)

| 主な理由 | 県教委 | | 市教委 | | 合計 | |
|---|------------|------------|-------------|--------------|-------------|--------------|
| | 教委数 | 事案数 | 教委数 | 事案数 | 教委数 | 事案数 |
| 市においては、教育委員会会議に報告することは義務付けていないため。また、教育委員会会議への報告が必要な事案については速やかな報告を行う考えであるが、そのような事案ではなかった。 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 1 (50.0) | 30 (93.8) | 1 (50.0) | 30 (93.8) |
| 被害児童及び保護者が学校及び市教委の対応に納得し、第三者による重大事態の調査を希望しておらず、重大事態の調査組織を設置しない方向で検討しているため、教育委員会会議へ報告していない。なお、今後、事案の概要及び対応結果等について報告は実施する予定である。 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 1 (50.0) | 2 (6.3) | 1 (50.0) | 2 (6.3) |
| 合計 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 2 (100) | 32 (100) | 2 (100) | 32 (100) |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、構成比である。なお、構成比は小数第 2 位を四捨五入しているため、合計が 100 にならない場合がある。

図表 3-(2)-⑮ 法等に基づく措置状況について回答があった 37 教委の 139 事案における重大事態発生把握時の教委から地方公共団体の長への報告状況

(単位：教委、事案、%)

| 報告状況 | 県教委 | | 市教委 | | 合計 | |
|---------------------|-------------|--------------|--------------|---------------|--------------|---------------|
| | 教委数 | 事案数 | 教委数 | 事案数 | 教委数 | 事案数 |
| 報告をしている | 9 (90.0) | 17 (81.0) | 26 (96.3) | 113 (95.8) | 35 (94.6) | 130 (93.5) |
| うち、調査結果と同日に報告 | 3 (30.0) | 6 (28.6) | 6 (22.2) | 79 (66.9) | 9 (24.3) | 85 (61.2) |
| 報告をしていない | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 2 (7.4) | 3 (2.5) | 2 (5.4) | 3 (2.2) |
| うち、生命心身財産重大事態 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 1 (3.7) | 1 (0.8) | 1 (2.7) | 1 (0.7) |
| うち、不登校重大事態 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 1 (3.7) | 2 (1.7) | 1 (2.7) | 2 (1.4) |
| 回答不可等 | 1 (10.0) | 4 (19.0) | 2 (7.4) | 2 (1.7) | 3 (8.1) | 6 (4.3) |
| (参考) 回答があった教委数又は事案数 | 10 | 21 | 27 | 118 | 37 | 139 |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数の「報告状況」の区分に計上している教委がある。

3 () 内は、回答があった教委数又は事案数に対する割合である。

図表 3-(2)-⑯ 重大事態発生把握時に教委から地方公共団体の長に報告していない 2 教委の 3 事案における主な理由

(単位：教委、事案、%)

| 主な理由 | 県教委 | | 市教委 | | 合計 | |
|--|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| | 教委数 | 事案数 | 教委数 | 事案数 | 教委数 | 事案数 |
| 被害児童及び保護者が学校及び市教委の対応に納得し、第三者による重大事態の調査を希望しておらず、重大事態の調査組織を設置しない方向で検討しているため、市長に報告していない。なお、今後、事案の概要、対応結果等についての報告は実施する予定である。 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 1 (50.0) | 2 (66.7) | 1 (50.0) | 2 (66.7) |
| 現在、調査中であり、調査報告書がまとまった時点で地方公共団体の長に報告することが望ましいと判断したため。 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 1 (50.0) | 1 (33.3) | 1 (50.0) | 1 (33.3) |
| 合計 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 2 (100) | 3 (100) | 2 (100) | 3 (100) |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、構成比である。

図表 3-(2)-⑰ 法等に基づく措置状況について回答があった 37 教委の 139 事案における重大事態の調査結果の教委から教育委員会会議への報告状況

(単位：教委、事案、%)

| 報告状況 | 県教委 | | 市教委 | | 合計 | |
|---------------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 教委数 | 事案数 | 教委数 | 事案数 | 教委数 | 事案数 |
| 報告をしている | 9 (90.0) | 17 (81.0) | 25 (92.6) | 76 (64.4) | 34 (91.9) | 93 (66.9) |
| 報告をしていない | 1 (10.0) | 1 (4.8) | 1 (3.7) | 30 (25.4) | 2 (5.4) | 31 (22.3) |
| うち、生命心身財産重大事態 | 1 (10.0) | 1 (4.8) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 1 (2.7) | 1 (0.7) |
| うち、不登校重大事態 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 1 (3.7) | 30 (25.4) | 1 (2.7) | 30 (21.6) |
| 調査中等 | 2 (20.0) | 3 (14.3) | 7 (25.9) | 11 (9.3) | 9 (24.3) | 14 (10.1) |
| 回答不可等 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 1 (3.7) | 1 (0.8) | 1 (2.7) | 1 (0.7) |
| (参考) 回答があった教委数又は事案数 | 10 | 21 | 27 | 118 | 37 | 139 |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数の「報告状況」の区分に計上している教委がある。

3 () 内は、回答があった教委数又は事案数に対する割合である。

図表 3-(2)-⑱ 重大事態の調査結果を教委から教育委員会会議に報告していない 2 教委の 31 事案における主な理由

(単位：教委、事案、%)

| 主な理由 | 県教委 | | 市教委 | | 合計 | |
|---|------------|------------|------------|-------------|-------------|--------------|
| | 教委数 | 事案数 | 教委数 | 事案数 | 教委数 | 事案数 |
| 市においては、教育委員会会議に報告することは義務付けていないため。また、教育委員会会議への報告が必要な事案については、速やかな報告を行う考えであるが、そのような事案ではなかった。 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 1 (100) | 30 (100) | 1 (50.0) | 30 (96.8) |
| 法の理解が不十分であったため、教育委員会会議への報告をしていなかったが、教育委員には個別説明を行った。今後、法の趣旨を踏まえ適切に対応する。 | 1 (100) | 1 (100) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 1 (50.0) | 1 (3.2) |
| 合計 | 1 (100) | 1 (100) | 1 (100) | 30 (100) | 2 (100) | 31 (100) |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、構成比である。

図表 3-(2)-⑱ 法等に基づく措置状況について回答があった 37 教委の 139 事案における重大事態の調査結果の教委から地方公共団体の長への報告状況

(単位：教委、事案、%)

| 報告状況 | 県教委 | | 市教委 | | 合計 | |
|---------------------|-------------|--------------|--------------|---------------|--------------|---------------|
| | 教委数 | 事案数 | 教委数 | 事案数 | 教委数 | 事案数 |
| 報告をしている | 10 (100) | 18 (85.7) | 24 (88.9) | 102 (86.4) | 34 (91.9) | 120 (86.3) |
| 報告をしていない | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 1 (3.7) | 1 (0.8) | 1 (2.7) | 1 (0.7) |
| うち、生命心身財産重大事態 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 0 (0.0) |
| うち、不登校重大事態 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 1 (3.7) | 1 (0.8) | 1 (2.7) | 1 (0.7) |
| 調査中等 | 2 (20.0) | 3 (14.3) | 8 (29.6) | 14 (11.9) | 10 (27.0) | 17 (12.2) |
| 回答不可等 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 1 (3.7) | 1 (0.8) | 1 (2.7) | 1 (0.7) |
| (参考) 回答があった教委数又は事案数 | 10 | 21 | 27 | 118 | 37 | 139 |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 複数の「報告状況」の区分に計上している教委がある。

3 () 内は、回答があった教委数又は事案数に対する割合である。

図表 3-(2)-⑳ 重大事態の調査結果を教委から地方公共団体の長に報告していない 1 教委の 1 事案における主な理由

| 主な理由 |
|---|
| 重大事態の調査結果の説明を被害児童の保護者に行った際、調査報告書に添付することができるとされている当該保護者の所見をまとめた文書の添付を保護者が希望したが、当該文書が保護者から提出されないため。 |

(注) 当省の調査結果による。

図表 3-(2)-㉑ 法等に基づく措置状況について回答があった 37 教委の 139 事案における重大事態の調査結果の教委又は学校からいじめを受けた児童生徒及びその保護者への情報提供状況

(単位：教委、事案、%)

| 報告状況 | 県教委 | | 市教委 | | 合計 | |
|---------------------|-------------|--------------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| | 教委数 | 事案数 | 教委数 | 事案数 | 教委数 | 事案数 |
| 情報提供している | 9 (90.0) | 11 (52.4) | 22 (81.5) | 40 (33.9) | 31 (83.8) | 51 (36.7) |
| 情報提供していない | 2 (20.0) | 5 (23.8) | 4 (14.8) | 14 (11.9) | 6 (16.2) | 19 (13.7) |
| うち、生命心身財産重大事態 | 2 (20.0) | 2 (9.5) | 2 (7.4) | 2 (1.7) | 4 (10.8) | 4 (2.9) |
| うち、不登校重大事態 | 1 (10.0) | 3 (14.3) | 2 (7.4) | 12 (10.2) | 3 (8.1) | 15 (10.8) |
| 調査中等 | 2 (20.0) | 3 (14.3) | 8 (29.6) | 12 (10.2) | 10 (27.0) | 15 (10.8) |
| 回答不可等 | 1 (10.0) | 2 (9.5) | 4 (14.8) | 52 (44.1) | 5 (13.5) | 54 (38.8) |
| (参考) 回答があった教委数又は事案数 | 10 | 21 | 27 | 118 | 37 | 139 |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 1 件の重大事態が生命心身財産重大事態及び不登校重大事態の両方に該当する場合は、それぞれに計上している。

3 複数の「報告状況」の区分に計上している教委がある。

4 () 内は、回答があった教委数又は事案数に対する割合である。

図表 3-(2)-㉔ 重大事態の調査結果を教委又は学校からいじめを受けた児童生徒及びその保護者に情報提供していない6教委の19事案における主な理由

(単位：教委、事案、%)

| 区分 | 主な理由 | 県教委 | | 市教委 | | 合計 | |
|------------------------------------|--|-------------|-------------|-------------|--------------|-------------|--------------|
| | | 教委数 | 事案数 | 教委数 | 事案数 | 教委数 | 事案数 |
| 法の理解が不十分であり、事案発生時は重大事態と判断していなかったため | <ul style="list-style-type: none"> 重大事態として捉えていなかったため。なお、いじめへの対処を行う過程で、被害者側への経過報告は行っている。 法の理解が不十分であったため。なお、事後に遡及して重大事態とし、調査報告書を取りまとめたものである。 | 1 (50.0) | 4 (80.0) | 1 (25.0) | 11 (78.6) | 2 (33.3) | 15 (78.9) |
| 被害生徒の保護者が調査報告書の受取を拒否しているため | <ul style="list-style-type: none"> 保護者が調査報告書の受取を拒否しているため。 被害生徒の保護者に対し、調査で明らかになったいじめの内容や今後の対応等は随時口頭で報告しているが、被害生徒の保護者が重大事態として取り扱うことに否定的であり、調査報告書の受取を希望しなかったため。 | 0 (0.0) | 0 (0.0) | 2 (50.0) | 2 (14.3) | 2 (33.3) | 2 (10.5) |
| 被害生徒と加害生徒間では問題が解決しているため | <ul style="list-style-type: none"> 被害生徒と加害生徒間では、問題が解決しているなどのため。 事案発生時に重大事態であるとの認識ができず、翌年度に法に基づいて事案を整理した結果、金品被害に係る重大事態と認識したものである。発生当時に重大事態としてではないが、学校が調査を行い、調査結果を保護者に情報提供していることから、保護者は学校の指導に対して納得しており、解消・見守り支援が図られていた。そのため、生徒・保護者の気持ちにも配慮し、過去のことを蒸し返すことよりも生徒が抱える現在の課題や必要な支援に重点を置いた教育に取り組む方がよいと判断した。 | 1 (50.0) | 1 (20.0) | 1 (25.0) | 1 (7.1) | 2 (33.3) | 2 (10.5) |
| 合計 | | 2 (100) | 5 (100) | 4 (100) | 14 (100) | 6 (100) | 19 (100) |

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、構成比である。なお、構成比は小数第2位を四捨五入しているため、合計が100にならない場合がある。

図表 3-(2)-㉕ いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」に関する実態把握調査(暫定値)(平成27年12月2日) <抜粋>

| |
|--|
| <p>■地方公共団体の長(文部科学大臣)への報告、調査の実施等、法にのっとった対応について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事案発生把握時の地方公共団体の長等への報告→77件/93件※(82.8%) ・事案発生把握時の教育委員会会議への報告→55件/80件※(68.8%) ・調査結果の地方公共団体の長等への報告→69件/83件※(83.1%) ・被害者への調査結果の情報提供→77件/83件(92.8%) ・再調査の実施→3件/83件(3.6%):3件中2件は調査中、1件は調査済み(3月31日現在) <p>※重大事態(第1号)発生件数:93件、うち公立学校:80件、調査済みの事案:83件</p> |
|--|

(注) 文部科学省の資料による。なお、文部科学省は、事案発生把握時の教育委員会会議への報告については、法において義務付けられていないが、不登校調査指針に基づき適切な対応をとることが望ましいとしている。